

		ご意見	対応方針	最終案
国税	所得控除	<p>① 経金特区、物流特区、情報特区  <b>法人税の課税所得</b>の最大 40%…  → <b>一定の所得金額</b>の最大 40%…  (理由)  申告書別表の所得金額仮計と軽減対象所得金額のいずれか少ない金額となっているため。</p>	<p>「<b>対象となる所得金額</b>の 40%」に修正。</p>	<p>対応方針のとおり。</p>
		<p>② 経金特区<b>主として</b>特定経済金融活性化産業を…  ③ 物流特区<b>専ら</b>特定国際物流拠点事業を営む…  ④ 情報特区新設された<b>法人で専ら</b>特定情報通信事業を営むこと等…  (理由)  措置法上に表現されていないため。</p>	<p>以下の2点を勧案し、現行の文案どおりとしたい。  ①おっしゃるとおり租税特別措置法では「専ら」や「主として」との文言は使用されていない。一方、沖縄振興特別措置法施行令では、これらの文言を使用して所得控除適用の前提となる事業認定（物流特区は特別事業認定）の要件を規定している（令 11、21 及び 26）。  ②総点検報告書（素案）においては、制度の課題として「専ら」要件を掲げているもの（情報特区、物流特区）もあり、制度概要欄においてもこれら文言を使用して記載した方が、課題との対応関係が明確で理解しやすいと考える。</p>	<p>修正なし。</p>
	<p>①「超過する部分は4年間繰越可能」は同じ括弧書きの中の「法人税額の 20%以内」の後に続けた方がよいのでは。  (理由)  「20億円が上限」の後に続くと、20億円を超える部分は翌年以降使えるようにも読めるため。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>	<p>以下のとおり文言を修正。  「ただし、控除額は法人税額の 20%以内、超過する部分は4年間繰越可能。対象となる取得価格の合計額は 20 億円を限度。」</p>	

		ご意見	対応方針	最終案
国税	税額控除	②「投資額は20億円が上限」 →「取得価額の合計額は20億円を限度」 (理由) 投資を制限するものではなく、税額控除の計算上20億円を限度としているため。	ご指摘のとおり修正。	※上記対応に含める
		③経金特区、物流特区、情報特区・地域、産業イノベ 「取得価額の合計額が…」 →「一の生産等設備の取得価額の合計額が」 (理由) 金額基準は税額控除の対象となる設備の金額で判定するのではなく、一の生産等設備で判定するため。	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。
		④観光地域 「取得価額の合計額が…」 →「一の設備のうち一定の対象施設の取得価額の合計額が」 (理由) 金額基準は税額控除の対象となる設備の金額で判定するのではなく、一の設備で判定するため。	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。
		⑤情報特区・地域、観光地域 「建物・建物附属設備：8%」 →「建物・建物附属設備、構築物：8%」	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。

		ご意見	対応方針	最終案
国税	特別償却	①経金特区、物流特区、産業イノベ、離島 「取得価額の合計額が…」 →「一の生産等設備の取得価額の合計額が」 (理由) 金額基準は税額控除の対象となる設備の金額で判定するのではなく、一の生産等設備で判定するため。	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。
		②各特区共通 「投資額は20億円(離島10億円)が上限」 →「取得価額の合計額は20億円(離島10億円)を限度」 (理由) 投資を制限するものではなく、税額控除の計算上20億円を限度としているため。	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。
県税	共通	①各特区、各税目共通 「●円超」か「●円を超える」の文言統一	「●円を超える」に統一。	対応方針のとおり。
		②各特区、事業税共通 「5か年」か「5箇年」に統一 条例は「5箇年」だが「5か年」が見やすい。	「5か年」に統一。	対応方針のとおり。
	不動産取得税	③物流特区 「対象事業の用に供する設備」 →「特別償却適用設備」 (理由) 特区毎に設備の定義が異なるため。	「特別償却の適用を受ける対象事業の用に供する設備」に修正。(「特別償却適用設備」だけでは分かりにくいいため。)	以下のとおり文言を修正。 「特別償却の適用を受けられる対象事業の用に供する設備」

		ご意見	対応方針	最終案
県税	不動産取得税	③物流特区 「その新設又は増設」→ 削除 (理由) 他の特区には表現されておらず、総務省令及び県条例にもなかったため。	「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」において、すべての制度において「新設し、又は増設した者」との記載がある。このため、物流特区から削除するのではなく、全制度の説明に「新設又は増設」との文言を追記する。	全制度の文言を以下のとおり修正。 ■観光地、経金、情報、産業イノベ、離島 「…に限る。」を新設又は増設した者に対して課する…」 ■物流 ・「その新設又は増設」→削除 ・「…に限る。」を新設又は増設した者に対して課する…」
	事業税	④物流特区 「対象事業の用に供する設備」→ 特別償却適用設備 (理由) 特区毎に設備の定義が異なるため ⑤産業イノベ 「対象事業の用に供する設備」→ 特別償却適用設備 (理由) 特区毎に設備の定義が異なるため	「特別償却の適用を受ける対象事業の用に供する設備」に修正。(「特別償却適用設備」だけでは分かりにくいため。)	以下のとおり文言を修正。 「特別償却の適用を受けられる対象事業の用に供する設備」
	事業税	⑥産業イノベ 括弧中「機械及び装置並びに器具及び備品」 →「機械・装置、器具・備品」 (理由) 国税では省略表記しているため統一した方がよいと思われる	ご指摘のとおり修正。	対応方針のとおり。

		ご意見	対応方針	最終案
市町村税	固定資産税	<p>①各特区・地域共通 「その取得した年の翌年度以降5年間…」 →市町村条例の例 「新たに課されることとなった年度以後5年度分」 「最初の年度以降5年間」 「最初に課税される年度以降5年間」</p>	<p>「新たに課されることとなった年度以後5年間」に修正。</p>	<p>以下のとおり文言を修正。 「新たに課されることとなった年度以後5年度分」</p>
市町村税	固定資産税	<p>②経金特区、情報特区・地域、産業イノベ共通 括弧中「機械及び装置並びに器具及び備品」 →「機械・装置、器具・備品」</p> <p>③物流特区 括弧中「機械及び装置」→「機械・装置」</p> <p>(理由) 国税では省略表記しているため統一した方がよいと思われる。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>	<p>対応方針のとおり。</p>
		<p>(4) 表欄外表示 「※地方税については、条例を制定している自治体に限る」 の表記が産業イノベ (P548) にはない。</p>	<p>ご指摘のとおり修正。</p>	<p>対応方針のとおり。</p>